

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
1	社会福祉課	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事務	医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に、特殊寝台等の日常生活用具を給付するため、情報を管理する必要があるため。	申請者、受給者及び世帯員	■	■	□	■	■
2	社会福祉課	意思疎通支援者養成事務	聴覚、音声機能又は言語機能の障がいのため意思疎通に支障がある者を支援する者を養成し、また意思疎通支援者の資格を取得しようとする者への補助金を交付するため。	申請者	■	□	□	■	□
3	社会福祉課	難聴児補聴器購入費助成事務	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に言葉の修得及び学習の機会を確保しコミュニケーション能力の健全な発達を支援するための購入及び修理の費用の支給のため情報管理が必要となるため。	申請者、受給者及び世帯員	■	■	□	□	■
4	社会福祉課	生活困窮者に係る事務	生活困窮者の住居確保給付金の支給その他の生活困窮に対する自立の支援、促進を図るため、情報を管理する必要があるため。	生活困窮者及び相談者	■	■	■	■	■
5	社会福祉課	意思疎通支援者派遣事務	聴覚、音声機能又は言語機能の障がいのため意思疎通に支障がある者に、手話通訳者等の仲介及び情報の確保を支援するにあたり、支援者の氏名及び連絡先等を管理する必要があるため。	支援者	■	□	■	□	□
6	社会福祉課	下呂市避難行動要支援者名簿管理事務	国が災害対策基本法を改正し、市町村が避難行動要支援者名簿を作成し、各自治体等へ提供することを義務付けたため。	自治会、民生委員、福祉委員、消防団、防災士、市社協、下呂警察、市関係部局	■	■	□	□	■
7	社会福祉課	下呂市福祉乗合型移動サービス	既存の公共交通機関を利用することが困難な障がい者等の日常生活に必要な交通手段の確保のため、福祉乗合型移動サービス事業を実施にあたり、情報を管理する必要があるため。	申請者	■	□	□	□	■
8	社会福祉課	障がい者交通費助成事務	市内に在住する住宅の障がい者、障がい児等の経済的負担を軽減し、社会参加を促進するとともに福祉の増進を図るため、通院・通所・通勤にかかる交通費の一部を助成するため。	申請者	■	□	□	■	■

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
9	社会福祉課	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定事務	自立支援医療費の支給認定を適正に実施するよう住所・氏名・世帯員の所得及び課税の状況を調査する必要があるため。	自立支援医療費の支給を受ける受給者及びその家族	■	■	□	■	■
10	社会福祉課	生活保護（中国残留邦人支援給付含む）事務	生活困窮世帯構成員の住所、氏名、戸籍等の把握をする必要があるため。	生活保護受給者及び申請者	■	■	■	■	■
11	社会福祉課	遺族、引揚者等の援護事務	特別弔慰金に関する事務のため。	遺族、引揚者等	■	■	□	□	□
12	社会福祉課	補装具費支給事務	補装具を必要とする障がい者（児）に対し、適切に補装具費を支給するとともに、生涯にわたり援護できるよう、当該対象者ごとに支給記録を管理する必要があるため。	補装具費利用者及びその家族	■	■	□	■	■
13	社会福祉課	下呂市福祉有償運送運営協議会に係る事務	協議会委員の委嘱に伴う委員の住所、氏名、連絡先等の把握及び「運送しようとする旅客の範囲」の妥当性を確認するため、運送主体に会員登録簿の提出を求め、協議を行う必要があるため。	協議会員及び有償運送の運送主体において会員登録を受けた者又は受けようとする者	■	□	■	□	■
14	社会福祉課	結婚支援事務	結婚相談員の管理に必要なため。	結婚相談員、婚活サポーター	■	□	□	□	□
15	社会福祉課	下呂市障がい者自立支援協議会に係る事務	協議会委員の委嘱に伴う委員の住所、氏名、連絡先等を把握する必要があるため。	協議会委員	■	□	■	□	□
16	社会福祉課	下呂市民生委員児童委員協議会に係る事務	業務上委員の住所、氏名、連絡先を把握する必要があるため。	下呂市民生委員児童委員	■	□	■	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
17	社会福祉課	日本赤十字社下呂市地区事務	下呂市全地区の社資募集、台帳の管理、金山赤十字奉仕団助成に関すること、災害事業、血液事業等を行うため。	日本赤十字社下呂市地区社員、金山赤十字奉仕団員	■	□	□	□	□
18	社会福祉課	自立支援給付事務	自立支援給付サービスを適切に提供するため、サービスを利用する障がい者及びその介護者の情報並びにサービスの利用実績を管理する必要があるため。	自立支援給付を受けている又は受けようとする障がい者及びその家族	■	■	■	■	■
19	社会福祉課	地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画推進協議会に係る事務	地域福祉計画策定及び地域福祉計画の課題抽出や内容評価を行うため、協議会に出役される委員の住所、氏名、連絡先を把握する必要があるため。	策定員会委員及び推進協議会委員	■	□	■	□	■
20	社会福祉課	障がい者相談員に係る事務	岐阜県身体障害者相談員及び岐阜県知的障害者相談員の推薦並びに下呂市身体障害者相談員を委嘱するため、住所、氏名等の情報を把握する必要があるため。	下呂市在住の岐阜県身体障害者相談員及び岐阜県知的障害者相談員並びに下呂市身体障がい者相談員	■	■	□	□	■
21	社会福祉課	相談業務に係る事務	障がい者及びその家族又は関係者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護等の支援を関係機関と連携して行うために必要なため。	相談支援を必要とする障がい者及びその家族	■	■	■	■	■
22	社会福祉課	精神障がい者保健福祉手帳に係る事務	精神障がい者が福祉サービスを利用しやすくするため、精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び手帳所持者の情報を管理する必要があるため。	精神障害者保健福祉手帳申請者及び所持者	■	□	□	□	■
23	社会福祉課	特別障害者手当等支給事務	重度の障害を有する者（児）に対し、適切に手当を支給するよう、住所、氏名、世帯員の所得及び障がいの程度を調査し、その情報を管理する必要があるため。	申請者、受給者及びその家族	■	■	□	■	■
24	社会福祉課	県単独補助事業に係る事務	県単独補助事業を適切に執行するため、申請者に係る情報の審査に必要なため。	県単独補助事業申請者及びその家族	■	■	□	■	■

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
25	社会福祉課	地域生活支援事業に係る事務	福祉サービスを利用する障がい者及びその家族の情報や利用実績を管理することで地域生活支援事業のサービスを適切に提供することができるため。	地域生活支援事業利用者及びその家族	■	■	□	□	■
26	社会福祉課	特別児童扶養手当事務	障がいのある児童の監護者に適切に手当を支給するため、住所、氏名、世帯員の所得及び障がいの程度を調査し、その情報を管理する必要があるため。	申請者、受給者及び世帯員	■	■	□	■	■
27	社会福祉課	自立支援医療（更生医療、育成医療）支給認定事務	自立支援医療申請者の支給を適正に行使するため、申請者の住所、氏名、所得状況を把握する必要があるため。	自立支援医療申請者及びその家族	■	■	□	■	■
28	社会福祉課	身体障害者手帳に係る事務	身体障がい者が福祉サービスを利用しやすくするため、身体障害者手帳の申請受付及び手帳所持者の情報を管理する必要があるため。	身体障害者手帳申請者及び所持者	■	□	■	□	■
29	社会福祉課	窓口業務に係る事務	各種福祉サービスの申請に必要な住所、氏名及び連絡先等を管理する必要があるため。	申請者、相談者及びその家族	■	■	□	■	■
30	社会福祉課	療育手帳に係る事務	知的障がい者が福祉サービスを利用しやすくするため、療育手帳の申請受付及び手帳所持者の情報を管理する必要があるため。	療育手帳申請者、所持者及びその家族	■	■	■	□	■
31	社会福祉課	障害児通所給付に関する事務	障がい児通所サービスを適切に提供するため、サービスを利用する障がい児及びその介護者の情報並びにサービスの利用実績を管理する必要があるため。	障害児通所給付を受けている又は受けようとする障がい児及びその家族	■	■	■	■	■
32	社会福祉課	保護司会関連事務	保護司会の名簿作成等のため。	下呂保護区保護司会会員	■	□	□	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
33	社会福祉課	更生保護女性の会関連事務	更生保護女性の会の名簿作成のため。	下呂市更生保護女性の会 会員	■	□	□	□	□
34	社会福祉課	地域生活支援拠点機能強化 事業に関する事務	地域生活支援拠点機能強化事業の適切な運用を行うため	申請者及びその家族	■	■	□	□	■
35	社会福祉課	結婚新生活支援補助金事業 に関する事務	結婚生活支援補助金の交付について適切な運用を行うため	申請者及びその配偶者	■	■	■	■	□
36	社会福祉課	令和4年度住民税非課税世 帯等臨時特別給付金給付事 務	非課税世帯等に対し、給付金を給付するため。	基準日（R4.6.1）において下呂 市の住民基本台帳に記載された 者が属する世帯のうち対象とな る世帯の世帯主等	■	■	□	■	□
37	こども家庭 課	D V対策事務	D V被害者保護に関する情報を管理する必要があるため。	D V被害者及びその家族	■	■	■	■	■
38	こども家庭 課	児童福祉金給付事務	児童福祉金を給付するため。	母子父子家庭等児童の保 護者	■	■	■	□	□
39	こども家庭 課	一時保育利用登録に関する 事務	一時的な保育及び保護者の傷病等による緊急時の保育又は私的理由 により保育が必要となる児童の対応で、児童及び保護者の住所・氏 名等を把握するため。	一時保育を利用する児童	■	■	■	□	□
40	こども家庭 課	放課後児童クラブ事務	放課後児童クラブの入部の際の資格審査、入部にあたり必要となる 情報の把握のため。	放課後児童クラブ入部申 請者・利用者（児童）	■	■	■	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
41	こども家庭課	保育料に関する徴収事務	保育料の入金・未入金の把握のため。	保育園入園児童の保護者	■	■	□	■	□
42	こども家庭課	要保護児童事務	要保護児童に関する情報を管理するため。	要保護対象となる児童及びその家族	■	■	■	■	■
43	こども家庭課	保育施設利用に関する事務	保育施設利用に際し、教育・保育給付認定するための情報、園児の保育に必要となる情報や保護者への連絡先、利用者負担額の算定などの情報を整えるため。	保育園入園児童及び世帯員	■	■	■	■	□
44	こども家庭課	母子寡婦福祉資金貸付事務	母子寡婦福祉資金貸付事業の利用者情報の管理のため。	母子寡婦福祉資金貸付事業の利用者	■	■	■	■	□
45	こども家庭課	児童発達支援事業	障がい児等へ支援する児童発達支援施設（さくらんぼ教室）の利用者を把握し、事業の実施を整えるため。	児童発達支援施設利用者	■	□	□	□	■
46	こども家庭課	保育児童個別記録事務	保育を円滑に実施するため、在園する園児の個別記録票を作成するため。	園児及びその家族	■	■	■	□	■
47	こども家庭課	地域療育システム支援事業	小学生以下の障がい若しくは障がいの可能性のある児童に対して、地域での生活を支援するため、専門医師等による診察や療育指導を行うことにより、障がい児及びその保護者の福祉を図るため。	障がい若しくは障がいの可能性のある児童	■	■	■	□	■
48	こども家庭課	企業主導型保育事業利用状況管理事務	幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付の重複を防ぐため。	企業主導型保育事業を利用する児童とその保護者	■	■	□	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
49	高齢福祉課	事業所指定業務	指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定事業者の指定、更新指定、変更届の受理のため。 下呂市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者並びに基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者の登録に関する規則	事業者の代表者並びに事業所の管理者及び従業者	■	□	■	■	□
50	高齢福祉課	介護保険給付事務	受給者台帳の管理を行い、居宅介護・支援サービス費、施設介護・支援サービス費等の支給を行うため。	65歳以上の方・40歳～64歳までの特定疾病を持っている方	■	■	□	■	□
51	高齢福祉課	介護保険料収納事務	普通徴収保険料の消し込み処理、口座振替データの金融機関との授受、還付事務及び特別徴収の消し込み処理を行うため。	65歳以上の方	■	■	□	■	■
52	高齢福祉課	要介護等認定事務	要介護等認定申請を受け、調査・主治医意見書を認定審査会へ通知をし、審査及び判定を求める。結果被保険者に通知をし、情報管理を行うため。	65歳以上の方・40歳～64歳までの特定疾病を持っている方	■	■	□	□	■
53	高齢福祉課	介護保険料賦課事務	介護保険事業に要する費用に充てるため、介護保険料を賦課するため。	65歳以上の方	■	■	□	■	■
54	高齢福祉課	資格管理事務	介護保険被保険者の資格管理を行うため。	65歳以上の方・40歳～64歳までの特定疾病を持っている方	■	□	□	□	□
55	高齢福祉課	百歳のお祝い・米寿のお祝い事務	百歳を迎えた方、88歳になられた方のお祝いのため。	100歳又は88歳を迎える又は迎えた方	■	■	■	□	□
56	高齢福祉課	シニアクラブイベント業務	高齢者の生きがい創出等のため、シニアクラブのイベントの補助を行うため。	萩原シニアクラブ会員	■	□	□	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
57	高齢福祉課	下呂市高齢者虐待防止協議 会事務	下呂市高齢者虐待防止協議会を設置し、高齢者虐待への対応を円滑 に進めるため。	下呂市高齢者虐待防止協 議会委員	■	□	■	□	□
58	高齢福祉課	訪問介護事業費補助金交付 事務	市内で訪問介護事業を行う事業所に補助金を交付することで、訪問 系のサービスの維持、強化を図るため。	訪問介護利用者	■	□	□	□	□
59	高齢福祉課	高齢者等見守りネットワー ク事務	高齢者等と接することの多い事業者と連携することにより、何らかの支援を必要と している高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者 等を見守る体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支 援するため。	市内に居住する高齢者	■	□	□	□	□
60	高齢福祉課	介護人材バンク運用事務	下呂市介護人材バンクを活用し、下呂市の介護人材不足の解消を図 るため。	介護人材バンクの登録者	■	□	■	□	□
61	高齢福祉課	緊急通報事業事務	ひとり暮らし老人の急病、事故等の緊急事態に対応するため、緊急 通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため。	65歳以上の高齢者	■	■	□	□	□
62	高齢福祉課	養護老人ホーム入所措置事 務	老人に対して、その心身の健康の保持及び生活の為に必要な措置を 講じ、もって福祉を図るため。	65歳以上の方（65歳未 満の方についても特に必要 があると認められる方も含 む）	■	■	■	■	■
63	高齢福祉課	日常生活用具等給付事業事 務	在宅で生活している要介護認定者の家族及び要介護状態にあるひと り暮らし老人に対し、日常生活用具等を給付することにより、日常 生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため。	在宅で生活している要介護認 定者の家族及び要介護状態 にあるひとり暮らし老人	■	■	□	□	□
64	高齢福祉課	下呂市福祉バス乗車券交付 事業事務	独自に交通手段を持たない高齢者及び障害者の便宜を図るととも に、社会参加の機会を広め、福祉増進を図るため。	65歳以上の方、障害者 の方、生活保護受給者、 免許返納者	■	□	□	□	■

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
65	高齢福祉課	一般介護予防事業事務	要介護状態の予防、重度化防止や改善を行うため。	65歳以上の高齢者	■	□	□	□	□
66	高齢福祉課	介護予防支援事業（ケアマネジメント）事務	要支援及び事業対象者に認定された高齢者の重度化予防を目的として提供される介護予防サービスに関する計画作成を円滑、適正に行うため。	要支援1または2及び事業対象者と認定された者	■	■	■	■	■
67	高齢福祉課	介護予防・生活支援サービス事業事務	要支援及び事業対象者に認定された高齢者の重度化予防を目的に提供される訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスのため。	要支援及び事業対象に認定された者	■	■	■	■	■
68	高齢福祉課	下呂市見守り配食サービス事業事務	食事の調理等が困難な方に対して、定期的に居宅に訪問し食事を提供する際に、安否確認及び緊急時の対応等を行うことにより、安心して自立した日常生活を営むことができるよう支援するため。	見守り配食利用者	■	■	□	□	□
69	高齢福祉課	介護予防給付管理事務	要支援1及び2の認定受給者台帳の管理を行い、サービス計画費並びに予防サービス費の給付管理を行うため。	被保険者	■	■	□	□	■
70	高齢福祉課	包括的支援事業事務	地域住民の保健医療福祉の増進を目的に総合的相談支援等を行うため。	65歳以上の高齢者	■	■	■	□	■
71	高齢福祉課	任意事業事務（介護給付等費用適正化事業・住宅改修支援・家族介護支援・成年後見制度利用支援・地域自立生活支援）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう各種相談に応じた具体的支援業務を行うため。	65歳以上の高齢者	■	■	■	□	■
72	高齢福祉課	おむつ代の医療費控除に係る確認証明書発行事務	医療費控除におむつ代を含めるための証明書を発行し、介護者等の負担軽減を図るため。	おむつ代の医療費控除証明に利用する介護保険主治医意見書の内容確認申出書に記載のある被保険者	■	□	□	□	■

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
73	高齢福祉課	障害者控除対象者認定事務	要支援・要介護認定者のうち障がい者に準ずると認められる方に障害者控除対象者認定書を交付するため。	要支援被保険者・要介護被保険者	■	□	□	□	■
74	高齢福祉課	下呂市介護サービス事業者省力化・機械化促進事業補助金	市内の介護サービス事業者が介護機器等を導入する際の経費の一部又は全部を助成する。	介護サービス事業者	■	□	■	□	□
75	高齢福祉課	在宅介護支援事業事務	高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減及び要介護者等の在宅生活の継続、向上を目的として、在宅介護支援券を支給することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため。	在宅で生活している要介護認定者の家族及び要介護状態にあるひとり暮らし老人	■	■	□	□	□
76	高齢福祉課	あんきにおでかけ支援事業に関する事務	認知症の高齢者が行方不明になった際、迅速に捜索でき、万が一損害賠償責任を負ったときの保険加入を市が行うため。	下呂市に在宅で生活している認知症の症状がある高齢者	■	■	□	□	■
77	高齢福祉課	どこシル伝言板見守りシール配布業務	認知症の高齢者が行方不明になっても、早期発見できるようQRコード付きシールを配布。	下呂市に在宅で生活している認知症の症状がある高齢者	■	■	□	□	■
78	こども家庭課	出産・子育て応援交付金	交付金支給を行うための情報取得	妊婦及び出生児の養育者	■	□	□	□	□
79	こども家庭課	乳幼児紙おむつ処理用ごみ処理券支給事業	支給名簿作成・案内のための情報取得	3歳の誕生日を迎えるまでの乳幼児	■	□	□	□	□
80	こども家庭課	子育て短期支援事業	里親、申請者の情報取得	子育て短期支援事業申請者及び里親	■	■	■	□	■

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

福祉部

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する 対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的 事項	家庭生 活	社会生 活	経済活 動	要配慮 個人情報
81	社会福祉課	下呂市障がい者基幹相談支援センター設置運営事務	地域の中で障がい者がその方らしく生活するために、その人に関わる様々な関係機関との連携を円滑にするため	障がい者等・その家族及び関係機関	■	■	■	■	■
82	社会福祉課	下呂市成年後見支援センター設置運営事務	成年後見制度の相談や受任に関する事務の適切な運用を行うため	成年後見制度を利用意向のある本人とその親族	■	■	■	■	■
83	社会福祉課	令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務	非課税世帯等に対し、給付金を給付するため。	基準日（R4.9.30）において下呂市の住民基本台帳に記載された者が属する世帯のうち対象となる世帯	■	■	□	■	□
84	こども家庭課	下呂市第二子以降出産祝金支給事業事務	第2子以降の出産を祝福するための祝金を支給するもの	第二子以降の出生児	■	■	■	□	□
85	こども家庭課	下呂市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務	食費等の物価高騰等に直面し、家計が悪化し損害を受けた低所得世帯を支援するために給付金を支給するもの	18歳未満の児童（障がい児20歳未満）をもつ世帯	■	■	□	□	□
86	こども家庭課	下呂市高等学校就学準備等支援金支給事業事務	少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、中学3年生の保護者を対象に給付金を支給するもの	下呂市立小中学校の設置等に関する条例別表第2に定める学校に在籍する中学生とその世帯	■	□	□	□	□
87	こども家庭課	妊婦のための支援給付金支給事務	妊婦のための支援給付を実施するための情報取得	市内に住所を有する妊婦	■	□	□	□	□
88	こども家庭課	病児保育事業	病児保育を利用するための情報取得	病児保育を利用する児童とその世帯員	■	■	□	□	□

※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。

※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。

※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。